

商店街活力UP事業実施要領

第1 目的

商業機能のみならず「まち」の顔として地域コミュニティの機能を担ってきた商店街のにぎわいを回復するため、商店街が主体的に取り組む大型店にはない個性的な魅力づくりや公益的機能の導入など商店街活性化のための事業を支援する。

第2 商店街の定義

この要領において、「商店街」とは、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者が相当数近接してその事業を営み、社会通念上、消費者にとってまとまった買い物の場として認識されている区域（その中に人又は車両の通行が可能な道路が存するものに限る。）をいう。

第3 補助対象事業の実施主体

第4に規定する事業（以下「補助対象事業」という。）の実施主体は、補助対象事業を実施しようとする商店街振興組合、商工会、商工会議所、商店街を構成する団体であって、法人化されていない任意の組織等とする。

第4 補助対象事業の内容

補助対象事業は次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 商店街DX推進事業
- (2) 商店街インバウンド再開等支援事業
- (3) 商店街魅力発信事業（(1)、(2)のいずれかと併せて実施する。）

次の全ての要件を満たす事業

○大型店にはない商店街独自の魅力やコミュニティ機能を強化し、発信するための事業

○個店のリピーター及び商店街全体の来街者の増加につながる事業

○翌年度以降も継続して実施可能もしくは継続的な効果が見込まれる事業

- (4) 商店街若手・女性グループチャレンジ事業

若手・女性グループにより商店街活性化を目指す事業であり、次の全ての要件を満たす事業

○同一商店街内の3店舗以上でグループを構成すること。

○若手（年度末時点で49歳以下）又は女性がグループの過半数以上であること。

第5 補助期間

補助期間は、原則として一会計年度内とする。ただし、当該年度の事業成果を評価し、次年度において継続の必要性が認められる場合は、この限りではない。

第6 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業を適切に実施し得るために必要な経費で知事が必要と認めるものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 5 月 25 日から施行する。

附則

この要領は、令和 6 年 5 月 8 日から施行する。

附則

この要領は、令和 7 年 4 月 15 日から施行する。